

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第15号

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（入札及び契約の手続） 第 4 条 （略） （ 1 ） 工事又は製造の請負契約のうち設計金額又は積算金額が 1 件<u>400万円</u>を超えるもので電子入札によるもの （ 2 ） 委託契約のうち設計金額又は積算金額が 1 件<u>200万円</u>を超えるもので電子入札によるもの （ 3 ） 物件の購入に係る契約のうち購入予定価格が 1 件<u>300万円</u>を超えるもの及び物件の借入に係る契約のうち設計金額又は積算金額が<u>150万円</u>を超えるもので電子入札によるもの 2 ・ 3 （略） （随意契約の限度額） 第11条 （略） （ 1 ） 工事又は製造の請負 <u>400万円</u> （ 2 ） 財産の買入れ <u>300万円</u> （ 3 ） 物件の借入れ <u>150万円</u> （ 4 ） 財産の売払い <u>100万円</u> （ 5 ） 物件の貸付け <u>50万円</u> （ 6 ） 前各号に掲げるものの以外のもの <u>200万円</u> （検査依頼） 第36条 収支等執行者は、第34条の規定に	（入札及び契約の手続） 第 4 条 （略） （ 1 ） 工事又は製造の請負契約のうち設計金額又は積算金額が 1 件<u>250万円</u>を超えるもので電子入札によるもの （ 2 ） 委託契約のうち設計金額又は積算金額が 1 件<u>100万円</u>を超えるもので電子入札によるもの （ 3 ） 物件の購入に係る契約のうち購入予定価格が 1 件<u>160万円</u>を超えるもの及び物件の借入に係る契約のうち設計金額又は積算金額が<u>80万円</u>を超えるもので電子入札によるもの 2 ・ 3 （略） （随意契約の限度額） 第11条 （略） （ 1 ） 工事又は製造の請負 <u>250万円</u> （ 2 ） 財産の買入れ <u>160万円</u> （ 3 ） 物件の借入れ <u>80万円</u> （ 4 ） 財産の売払い <u>50万円</u> （ 5 ） 物件の貸付け <u>30万円</u> （ 6 ） 前各号に掲げるものの以外のもの <u>100万円</u> （検査依頼） 第36条 収支等執行者は、第34条の規定に

かかわらず、次に掲げるものについては、<u>広域事業部長</u>に検査の依頼をしなければならない。ただし、緊急工事等に係る検査を除く。 (1) 工事又は製造の請負契約で契約金額が1件<u>400万円</u>を超えるもの (2) 測量・建設コンサルタント等の委託契約で契約金額が1件<u>200万円</u>を超えるもの 2 前項の規定により依頼を受けた<u>広域事業部長</u>は、職員を指定して検査を行わなければならない。 3 前項の規定により検査を実施した職員は、直ちに検査調書を作成し、<u>広域事業部長</u>は、検査調書を依頼のあった収支等執行者に送付するものとする。	かかわらず、次に掲げるものについては、<u>事業管理部長</u>に検査の依頼をしなければならない。ただし、緊急工事等に係る検査を除く。 (1) 工事又は製造の請負契約で契約金額が1件<u>250万円</u>を超えるもの (2) 測量・建設コンサルタント等の委託契約で契約金額が1件<u>100万円</u>を超えるもの 2 前項の規定により依頼を受けた<u>事業管理部長</u>は、職員を指定して検査を行わなければならない。 3 前項の規定により検査を実施した職員は、直ちに検査調書を作成し、<u>事業管理部長</u>は、検査調書を依頼のあった収支等執行者に送付するものとする。
---	---

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。